

## バーゼルⅡによる開示

金融機関の安全性・健全性を表す「自己資本比率の測定と基準」を定める国際ルールをBIS規制といいますが、次の3つの柱からなる新たな基準を「新自己資本比率規制（バーゼルⅡ）」といいます。新自己資本比率規制は、平成19年3月期から適用となり、第3の柱（市場規律）の告示・中小地域金融機関向けの総合的な監督指針に基づく開示が義務付けられ、今後金融機関の自己管理と市場規律を中心とした金融行政の進展が図られることとなっています。

本開示は、この第3の柱に沿って行うものです。

<b>第1の柱</b>	自己資本比率の計算において、信用リスクやオペレーショナル・リスク等のリスク評価の精緻化とともに、金融機関内部のリスク管理手法と、総合的な算出基準を求めています。 *信用リスク 貸出金が回収不能となり損失が生じるリスク *オペレーショナルリスク 事務手続きの誤りやシステム障害で損失が生じるリスク
<b>第2の柱</b>	第1の柱以外のリスク発生要因を加味して、金融機関の統合的なリスク管理の検証・評価やモニタリング等を定めています。
<b>第3の柱</b>	金融機関の各種リスク量やその計算手法について、一層のディスクロージャーの充実が求められました。

### バーゼルⅡによる開示項目目次

#### ■単体における事業年度の開示事項

##### 定性的な開示項目

1. 自己資本調達手段の概要
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
3. 信用リスクに関する事項
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要
6. 証券化エクスポージャーに関する事項
7. オペレーショナル・リスクに関する事項
8. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要
9. 金利リスクに関する事項

##### 定量的な開示項目

1. 自己資本の構成に関する事項
2. 自己資本の充実度に関する事項
3. 信用リスクに関する事項
4. 信用リスク削減手法に関する事項
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
6. 証券化エクスポージャーに関する事項
7. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項
8. 金利リスクに関する事項

### 伊万里信用金庫単体の開示

##### 定性的な開示項目

1. 自己資本調達手段の概要  
自己資本は、基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）で構成されていますが、自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域のお客様による普通出資金にて調達しております。
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要  
自己資本の充実度に関しまして、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性、安全性を十分保っていると評価しております。将来の自己資本の充実度については、年度ごとの利益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策としております。
3. 信用リスクに関する事項
  - (1) リスク管理の方針及び手続きの概要  
信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を融資業務取扱規定の中で定め、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。  
信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、信用格付制度を導入して信用リスク関連データの蓄積を行い、また厳格な自己査定を実施している他、信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。  
個別案件の審査・与信管理に当たりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、常務等で信用リスク管理・運営における重要事項を審議しております。これらの相互牽制機能、経営陣による審議に加え、内部監査部門が与信運営に係る妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。  
信用コストである貸倒引当金は、「自己査定規程」及び「償却・引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分毎に算定しております。一般貸倒引当金に当たる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分毎の債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先とともに、優良担保等を除いた未保全額に対して個々の基準に基づき算出しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受ける等、適切な計上に努めております。
  - (2) リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関  
リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。  
㈱格付投資情報センター

(株)日本格付研究所

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク  
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスーズ

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証等が該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまで補完的な位置付けとして認識し、担保や保証に過度に依存しないような融資の運営姿勢に努めております。ただし、与信審査の結果、担保や保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、融資業務取扱諸規程や担保評価要領等により、適切な事務取扱いと適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める事務諸規程や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払い戻し充当いたします。

なお、バーゼルIIで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として政府保証、地方公共団体保証、有格付会社による保証等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価としては、地方公共団体保証は政府保証と同様、有格付会社による保証は、適格格付機関が付与している格付により判定しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより受ける信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるよう管理して、信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行い、また場合に応じて担保、保証等による保全を図ることでリスクを限定しております。

その他、有価証券関連取引については、有価証券に係る投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。

なお、リスク資本および与信限度額の割合については、当金庫で定める「リスク管理基本規程」等に則り、適切に管理しております。また、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーに関する事項については、該当ありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理基本規程」の基本方針を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部と営業店が一体となり、各種事務マニュアルの整備や、その遵守に心掛けるのは勿論のこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証等に取り組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、システム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談の統括部門を設置して苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、また各種リスク商品等に対する説明態勢の整備等、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

8. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、ストレス・テスト等、複合的なリスクの分析を実施し、定期的に役員会へ報告しております。また、株式関連商品への投資は、有価証券に係る投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。

一方、非上場株式、投資事業組合への出資金等に関しては、内規に基づいた適正な運用、管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行う等、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「金融商品の時価会計に関する規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った適切な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価、計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一方の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シュミレーションによる収益の影響度等、ALM関連の管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会等で協議、検討をするるとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行う等、資産及び負債の最適化に向けたリスク管理に努めております。

(2) 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ①計測手法                    ラダー方式
- ②コア預金                   要求払預金積金を対象に、過去5年の最低残高、過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限とし、満期を平均2.5年とする。
- ③金利感応資産、金利感応負債、預貸金、外国為替取引、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産、負債
- ④金利ショック幅           99%タイルまたは1%タイル値
- ⑤リスク計測の頻度        月次 (全月末基準)

■ 自己資本の構成に関する事項

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項 目	平成20年3月期 (バーゼルII)	平成21年3月期 (バーゼルII)	平成22年3月期 (バーゼルII)
( 自 己 資 本 )			
出 資 金	178	179	181
利 益 準 備 金	178	179	181
特 別 積 立 金	2,800	2,900	3,000
次 期 繰 越 金	485	534	603
処 分 未 済 持 分 (△)	-	-	△0
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	△ 77		
( 基 本 的 項 目 ) 計 (A)	3,564	3,794	3,965
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	△ 74	△ 74	△ 74
一 般 貸 倒 引 当 金	35	30	38
補 完 的 項 目 不 算 入 額	-	-	-
( 補 完 的 項 目 ) 計 (B)	△ 39	△ 44	△ 36
自 己 資 本 総 額 [( A ) + ( B )] (C)	3,525	3,749	3,929
控 除 項 目 計 (D)	-	-	-
自 己 資 本 額 [( C ) - ( D )] (E)	3,525	3,749	3,929
( リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 )			
資 産 ( オ ン バ ラ ン ス ) 項 目	24,203	25,500	27,177
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目	286	170	135
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,495	2,458	2,455
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	26,985	28,129	29,768
単 体 Tier1 比 率 ( A / F ) × 100	13.20	13.48	13.31
単 体 自 己 資 本 比 率 ( E / F ) × 100	13.06	13.33	13.19

(注) 「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

また、平成21年3月期および平成22年3月期については、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例（平成20年金融庁広告第79号）に基づき、「その他有価証券の評価損」を基本的項目から控除しておりません。なお、「その他有価証券の評価損」の額（平成20年度163百万円、平成21年度26百万円）を控除して計算した場合は、自己資本比率は、平成20年度は12.74%、平成21年度は13.10%となります。

■ 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク（ポートフォリオ毎）及びオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額合計

（単位：百万円）

項 目	平成21年3月期		平成22年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	25,670	1,026	27,313	1,092
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	25,670	1,026	27,313	1,092
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	2	0
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	16	0	48	1
国際開発銀行向け	0	0	2	0
地方公共団体金融機関向け	-	-	9	0
我が国の政府関係機関向け	39	1	29	1
地方三公社向け	67	2	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,600	104	2,507	100
法人等向け	10,497	419	10,781	431
中小企業等向け及び個人向け	5,035	201	5,023	200
抵当権付住宅ローン	2,429	97	2,493	99
不動産取得等事業向け	293	11	109	4
三月以上延滞等	443	17	743	29
取立未済手形	3	0	1	0
信用保証協会等による保証付	328	13	542	21
株式会社企業再生支援機構による保証付	-	-	-	-
出資等	394	15	693	27
上記以外	3,519	140	4,284	171
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化（オリジネーター）	-	-	-	-
証券化（オリジネーター以外）	-	-	-	-
③複数の資産を裏付けとする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	2,458	98	2,455	98
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	28,129	1,125	29,768	1,190

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉}}{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%} \div 8\% \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

■ 信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高  
(地域別・業種別・残存期間別)

－ 平成20年度 －

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャーの期末残高			三月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金、コミットメント及 びその他デリバティブ取引 以外のオフ・バランス取引	債 券	店頭デリバ ティブ取引	
国内		59,540	40,485	6,560	1,086
国外		3,757	－	2,981	－
地 域 別 合 計		63,297	40,485	9,541	1,086
製造業		4,981	4,547	378	57
農業		300	300	－	6
建設業		3,626	3,626	－	165
電気・ガス・熱供給・水道業		134	－	－	－
情報通信業		125	107	－	－
運輸業		1,059	661	396	2
卸売業、小売業		5,630	5,223	397	191
金融・保険業		14,697	222	5,168	－
不動産業		2,136	2,136	－	－
各種サービス		6,657	6,639	－	451
国・地方公共団体等		6,405	3,297	3,101	－
個人		13,710	13,710	－	211
その他		3,830	－	－	－
業 種 別 合 計		63,297	40,485	9,541	1,086
1年以内		10,062	4,868	1,153	－
1年超3年以内		6,727	2,554	1,872	－
3年超5年以内		7,678	5,732	1,846	－
5年超10年以内		13,108	10,907	2,166	－
10年超		15,592	13,183	2,408	－
期間の定めのないもの		10,127	3,238	－	－
残 存 期 間 別 合 計		63,297	40,485	9,541	－

－ 平成21年度 －

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャーの期末残高			三月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金、コミットメント及 びその他デリバティブ取引 以外のオフ・バランス取引	債 券	店頭デリバ ティブ取引	
国内		62,361	42,500	7,206	1,324
国外		3,944	－	2,911	－
地 域 別 合 計		66,306	42,500	10,118	1,324
製造業		4,781	4,101	590	52
農業、林業		424	424	－	6
漁業		－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業		－	－	－	－
建設業		3,963	3,963	－	182
電気・ガス・熱供給・水道業		163	39	99	－
情報通信業		112	91	－	－
運輸業、郵便業		1,237	737	499	1
卸売業、小売業		5,586	5,174	401	338
金融業、保険業		14,848	238	5,448	－
不動産業		2,082	1,982	99	31
物品賃貸業		1	－	－	－
各種サービス		－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業		－	－	－	－
宿泊業		988	988	－	－
飲食業		810	810	－	－
生活関連サービス業、娯楽業		15	－	－	－
教育、学習支援業		226	226	－	－
医療、福祉		791	791	－	－
その他のサービス		4,246	4,246	－	－
国・地方公共団体等		7,554	4,567	2,980	－
個人		14,115	14,115	－	196
その他		4,298	－	－	－
業 種 別 合 計		66,248	42,500	10,118	1,324
1年以下		16,021	8,652	1,129	－
1年超3年以下		9,339	7,801	1,338	－
3年超5年以下		9,224	6,316	2,778	－
5年超10年以下		12,087	9,346	2,556	－
10年超		8,612	6,481	2,130	－
期間の定めのないもの		10,963	3,901	184	－
残 存 期 間 別 合 計		66,248	42,500	10,118	－

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーで現金、固定資産、繰延税金資産等を計上しております。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。なお、日本標準産業分類が改定されたことに伴い、平成21年度は改定後の日本標準産業分類に準じて区分しております。

■ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業 種 区 分	個別貸倒引当金期末残高			貸出金償却	
	20年度	期中増減額	21年度	20年度	21年度
製造業	3	2	5	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-
建設業	103	△ 12	91	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	367	39	406	1	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-
不動産業	10	△ 1	8	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-
宿泊業	251	△ 17	234	-	-
飲食業	13	-	13	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-
その他のサービス	80	-	80	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-
個人	142	15	158	-	-
その他	-	-	-	-	-
合 計	972	26	999	-	-

(注)

1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。なお、日本標準産業分類が改定されたことに伴い、平成20年度、平成21年度ともに改定後の日本標準産業分類に準じて区分しております。

■ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	平成21年3月期	平成22年3月期
0%	8,643	10,178
10%	876	801
20%	13,460	13,373
35%	7,006	7,217
50%	1,475	1,740
75%	12,296	12,008
100%	19,278	20,505
150%	259	422
自己資本控除	-	-
合 計	63,297	66,248

(注)

1. エクスポージャーの額は信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。

■ 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成21年3月期	平成22年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,327	1,286	10,403	10,484	-	-
① ソブリン向け	-	-	1,007	1,081	-	-
② 金融機関向け	-	-	374	366	-	-
③ 法人等向け	464	485	2,927	3,202	-	-
④ 中小企業等・個人向け	859	801	5,042	4,970	-	-
⑤ 抵当権付住宅ローン	2	-	917	807	-	-
⑥ 不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
⑦ 三以上延滞等	-	-	134	55	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

■ 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

項目	平成21年3月期	平成22年3月期
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
派生商品取引合計	6	1
外国為替関連取引	1	1
金利関連取引	4	-
株式関連取引	-	-

■ 株式等エクスポージャーの貸借対照表上額等

(単位：百万円)

区分		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で時価の無いもの等
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		貸借対照表計上額	
						うち益	うち損		
上場株式	平成21年3月期	-	-	239	230	△8	18	△27	-
	平成22年3月期	-	-	288	297	8	34	△25	-
非上場株式等	平成21年3月期	-	-	-	-	-	-	-	140
	平成22年3月期	-	-	-	-	-	-	-	240
合計	平成21年3月期	-	-	239	230	△8	18	△27	140
	平成22年3月期	-	-	288	297	8	34	△25	240

(注)

- 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。
- 上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか信金中央金庫出資金、投資事業有限責任組合出資持分等です。

■ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

項目	平成21年3月期	平成22年3月期
売却益	6	9
売却損	-	-
償却額	-	-

■ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成21年3月期	平成22年3月期
銀行勘定の金利リスク	1,035	1,043

(注)

- 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを99パーセンタイル値（保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値によって計算される経済価値の低下額）として銀行勘定の金利リスク量を算出しております。
- 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期期間金融機関に滞留する預金をコア預金と提議し、当金庫では、普通預金等の50%相当額0～5年の期間に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しております。
- 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しております。